

○津山工業高等専門学校進路支援委員会規程

〔平成18年2月28日〕
規程第25号

改正 平成22年3月18日規程第9号 平成26年2月19日規程第2号

(目的)

第1条 津山工業高等専門学校に、学生に対する進路支援に関する事項を審議するため、津山工業高等専門学校進路支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学生の進路についての支援対策に関すること。
- (2) 学生の就職及び進学への支援並びに就職のあっ旋に関すること。
- (3) 進路支援のため必要な調査及び資料収集に関すること。
- (4) その他進路支援全般に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 各専門学科の進路支援を担当する教員各2人
- (2) 専攻科の進路支援を担当する教員2人
- (3) 一般科目から推薦された教員2人
- (4) 学生課長
- (5) その他校長が必要と認めた者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、委員のうちから校長が、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(任期)

第5条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(意見聴取)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月18日規程第9号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年2月19日規程第2号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。